

## 第27回ズーム三水会記録

日時：2023年9月20日（水）16時～18時

- ① 発表テーマ：「食料・農業・農村基本法の見直しと日本農業」
- ② 発表者；今尾和美氏
- ③ 司会；丸山茂樹氏



参加者 12 名（敬称略）丸山茂樹 野口幹夫 中村範子 今尾和美 富沢賢治 小関 栄

石塚秀雄 村沢澄子 斎藤嘉璋 波治裕美

報告内容：我が国の農業生産の担い手の変化。

食料の自給率はどうなっているのか。これらに影響を与えた自由貿易協定について

そしてこの危機に対応する新農業基本法はいかなるものか

そしていくつかの各地に起きている新しい農業運動を紹介され、日本農業の展望の可能性を語られた。詳細は録画とともに添付の報告資料をご覧ください。

**質疑討論：**最後に示された山形長井市の置賜自給圏構想や館野かえる農場竜ヶ崎市 横田農産 生活クラブ生協の FEC 自給圏の実践活動と地方自治体との結びつきが必要性和その現状についての討議があった。

韓国ソウルでは学童給食に地産地消を積極的に教育にも生かしている例の紹介もあった。

これを聴いて初めて抱けた感想としてこのような意見も出された。

日本の農業危機は、日本人の戦後の食習慣の誤った方向付けからはじまっている。古来の日本人の食の基本は玄米と魚であったのが、パンと肉に向かった。そのため米が餘理、減反政策までとるようになって農業の崩壊に結び付いた。玄米と魚は健康にもっともよいのに、パンと肉は農薬や遺伝子組み換えなど危険が一杯だ。牛肉に至っては日本だけが成長ホルモンで肥大させた安い肉が消費されている。まさに大江健三郎の「我々は侮辱の中で生きている」が地でいっているのだ。との感想意見もあった。

新農業基本法に気候変動問題は取り入れられているだろうか。調べます。

詳しいデータで日本の農業危機と世界のなかの孤立を紹介していただけて皆さん大変勉強になったとの賛辞が寄せられた。

当日の録画のユーチューブ：<https://youtu.be/wejq42Mw5o8>

添付資料 次ページ以降

# 日本農業と食料・農業・農村基本法の見直し

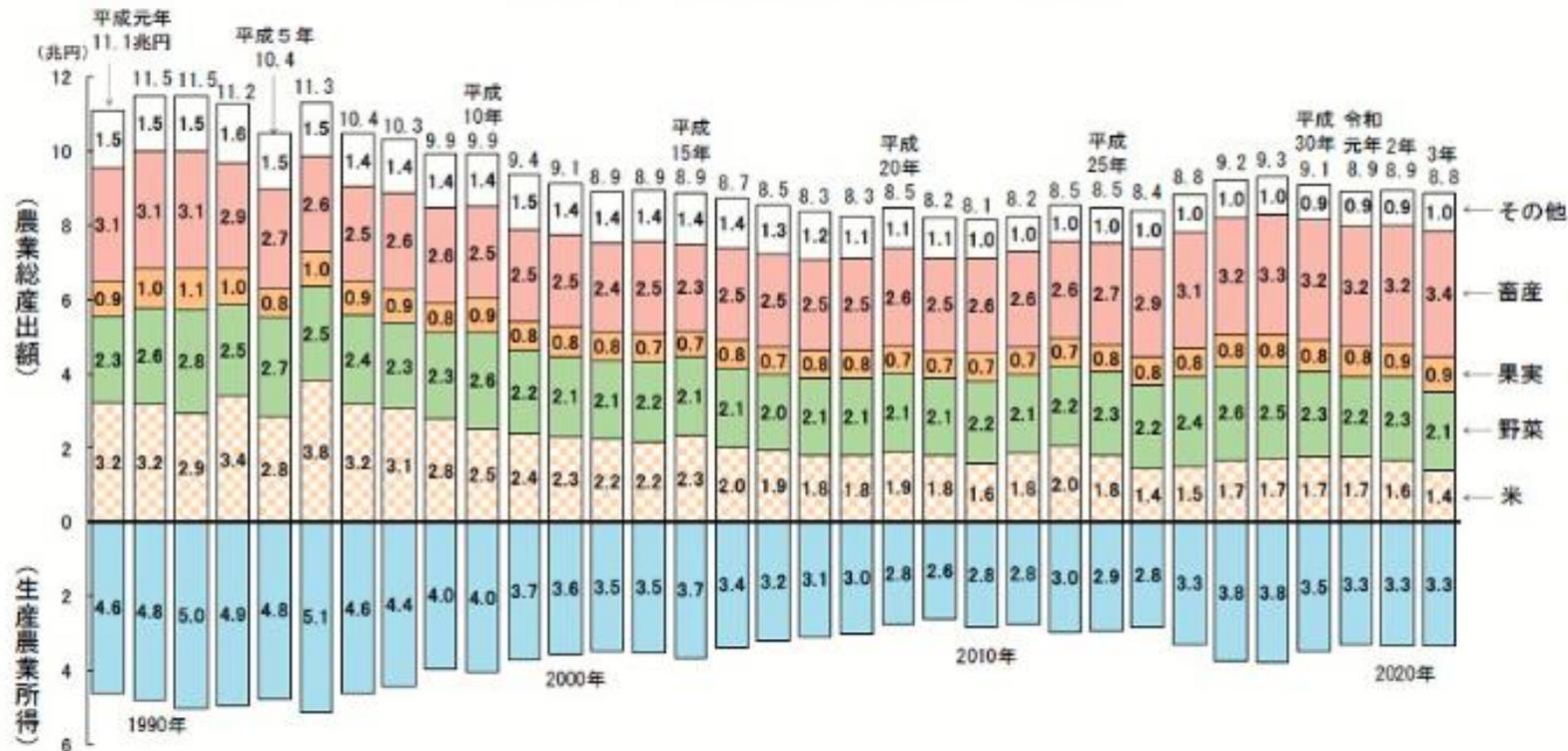
2023年9月20日 三水会 報告 今尾和実

- 農業生産の担い手と自給率はどうなっているのか
- 自由貿易協定について
- 新農業基本法について
- 日本農業の展望を見いだせるか
- 附 農業産出額、食料産業のデータ

1. 農業総産出額は、近年、米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の取組が進められてきたことを主たる要因として9兆円前後で推移してきた。  
令和3年は、畜産の産出額が3.4兆円を超えて過去最高となった一方で、主食用米や野菜等の価格が低下したこと等から、前年に比べて986億円減少し、8兆8,384億円（対前年増減率1.1%減少）となった。
2. 生産農業所得は、近年、農業総産出額の動向を受け、3兆円台を超えて推移してきた。  
令和3年は、主食用米の価格が低下した一方で、畜産や果実の産出額が増加したこと等により、前年に比べて45億円増加し、3兆3,479億円（同0.1%増加）となった。

令和4年 農林水産省資料

図1 農業総産出額及び生産農業所得の推移



# 農業・食料関連産業の経済計算(令和2年農林水産省)

図3の国内総生産は生産額から中間投入額を差し引いた付加価値額である。

図1 農業・食料関連産業の国内生産額の構成

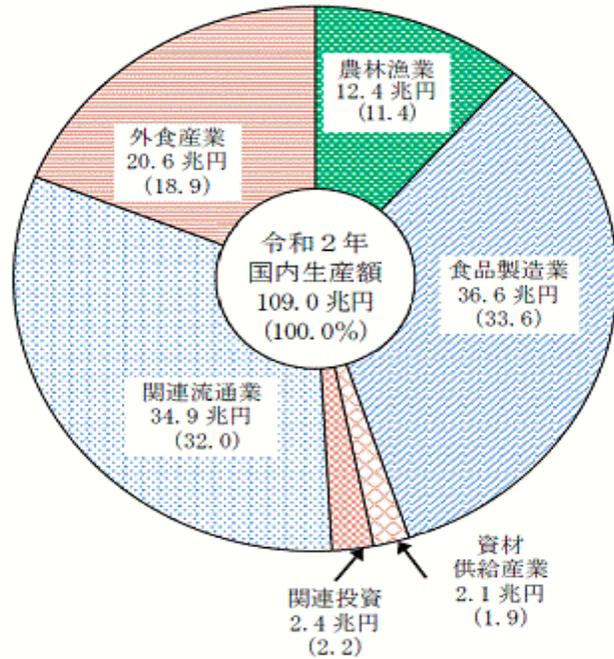
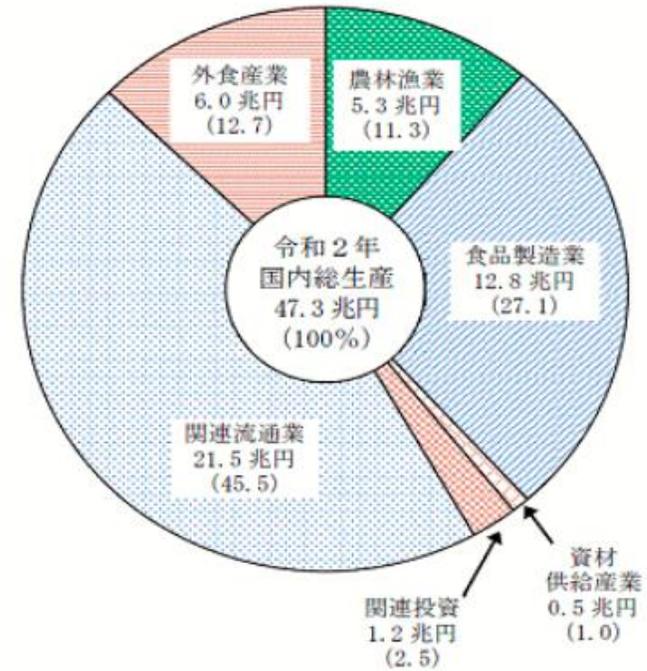


図3 農業・食料関連産業の国内総生産の構成



注:割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない。

## ➤ 農家数の減少が顕著、担い手・後継者不足で危機的状況

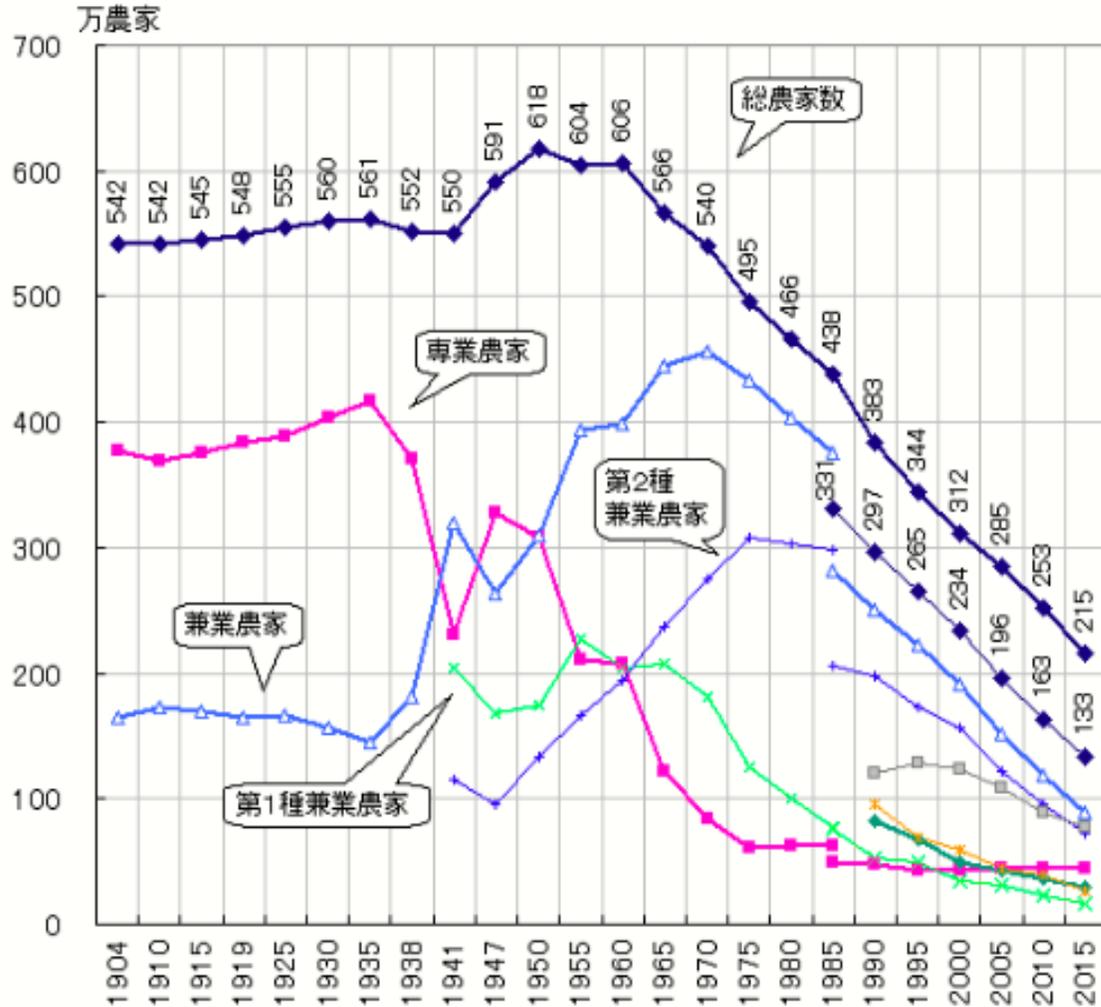
- ①1985年の販売農家数331万戸から2020年103万戸に減少、うち約4割が主業・準主業農家で6割は副業的農家となっている。(令和2年農業センサス、長期推移についてはスライド3、)
- ②日本農業の構造変化 規模拡大と脆弱化が地域格差を持ちながら同時進行している。(スライド4~7)

## ➤ 食料自給率の減少・停滞(スライド9~11)

- ①日本の場合コメ自給率は本来100%以上であるが、生産調整とMA米(‘93GATTウルグアイラウンド妥結を踏まえ)近年は97~8%  
カロリーベースの食料自給率は37~8%となっている。
- ②これに対し、先進主要諸国では米国・仏の130%を筆頭に60%以上となっている。  
(社団法人日本及び各国の食料自給率参照)  
日本の自給率が低下してきた理由は農産物貿易自由化をひた走りしてきた結果であり、主要先進諸国は食料自給を自国の安全保障政策としてとらえて重視して来た。その差は大きい。

# 農家数の長期推移 (社会実情データ図録より)

農家数・専兼別主副業別農家数の長期推移



(資料) 農業センサス累年統計書、2015年は概数

(総農家・販売農家)

農家は1985年までは東日本10a以上、西日本5a以上の経営耕地を有し農業を営む世帯のこと(そうでなくとも農産物販売額一定以上の世帯を含む)。1990年以降は全国10a以上に定義変更。

販売農家は30a以上経営農家(一定以上農産物販売農家を含む)。販売農家以外は自給的農家とされる。

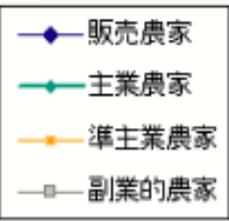
1990年以降は自給的農家への調査票は簡素化されたため、専兼別にせよ主副業別にせよ農家分類は販売農家のみが対象となった。

(専兼別農家)

専業農家は兼業農家でない農家。兼業農家(昭和16年以降)とは、世帯員中(昭和40年以降は年間30日以上)他に雇われた者のいる農家、又は自家農業以外の自営業によって一定規模(年次によって異なる。)以上の販売金額のあった農家。第1種兼業農家とは、自家農業の方が主な兼業農家、第2種兼業農家とは兼業の方が主な兼業農家。

(主副業別農家)

主業農家は、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家。準主業農家は、農外所得が主で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家。副業的農家は、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいない農家。(調査期日前1年間に農産物の販売を行わなかった農家を含む。)



# 日本農業の構造変化と課題より (2022年11月農水省基本法検証部会 中央大学経済学部 江川章准教授)

## 農業経営体と農家の動向

### ■農家の変動

- A : 販売農家の減少 → 自給的農家の増加 → 土地持ち非農家の増加 (05-10年)
  - B : 販売農家の減少 → 自給的農家の減少 → 土地持ち非農家の増加 (10-15年、15-20年)
- ➔ 自給的農家を經由しない農家の落層化 (急速な落層化)

農家と土地持ち非農家の推移(全国)

(単位: 万戸, %)

区分	実数				増減率		
	2005年	2010年	2015年	2020年	05-10年	10-15年	15-20年
総農家	284.8	252.8	215.5	174.7	▲ 11.2	▲ 14.7	▲ 18.9
販売農家	196.3	163.1	133.0	102.8	▲ 16.9	▲ 18.5	▲ 22.7
自給的農家	88.5	89.7	82.5	71.9	▲ 1.4	▲ 7.9	▲ 12.9
土地持ち非農家	120.1	137.4	141.4	150.2	▲ 14.4	▲ 2.9	▲ 6.3

資料: 農林水産省「農林業センサス」(各年版)より作成。

A

B

# 地域格差の進む農業構造変化

## 農業経営体と農家の動向

### ■農家の変動（つづき）

- 全地域での急速な落層化。

### ■規模縮小パターンに異変

- 販売農家・自給的農家の減少

#### + 土地持ち非農家の減少

- 北海道（10-15年・15-20年）
- 南関東（10-15年・15-20年）
- 四国（10-15年）
- 北九州（10-15年）
- 南九州（10-15年・15-20年）

➡ 離農農家の不在村化。

農家と土地持ち非農家の動向（地域ブロック別）

（単位：％）

区分	販売農家増減率			自給的農家増減率			土地持ち非農家増減率		
	05 -10年	10 -15年	15 -20年	05 -10年	10 -15年	15 -20年	05 -10年	10 -15年	15 -20年
北海道	▲ 15.3	▲ 13.5	▲ 15.4	0.5	▲ 11.3	▲ 15.5	16.4	▲ 7.1	▲ 8.5
都府県	▲ 17.0	▲ 18.6	▲ 22.9	1.4	▲ 7.9	▲ 12.9	14.3	3.0	6.5
東北	▲ 17.7	▲ 21.3	▲ 22.4	9.3	▲ 7.4	▲ 10.5	26.6	9.7	13.2
北関東	▲ 16.0	▲ 18.6	▲ 22.2	6.9	▲ 4.8	▲ 8.1	15.9	7.1	12.1
南関東	▲ 13.9	▲ 17.9	▲ 22.4	4.1	▲ 5.4	▲ 19.3	9.8	▲ 0.0	▲ 6.4
北陸	▲ 22.8	▲ 20.4	▲ 27.5	0.8	▲ 8.3	▲ 15.1	22.7	7.3	10.4
東山	▲ 15.6	▲ 16.2	▲ 20.5	3.9	▲ 4.9	▲ 7.9	9.5	1.1	6.7
東海	▲ 16.7	▲ 20.2	▲ 27.1	1.0	▲ 6.4	▲ 9.8	9.6	4.6	9.5
近畿	▲ 13.5	▲ 16.9	▲ 20.8	▲ 2.6	▲ 9.4	▲ 12.9	11.9	6.6	7.8
山陰	▲ 15.8	▲ 18.9	▲ 23.5	2.9	▲ 6.0	▲ 9.2	14.8	2.4	12.3
山陽	▲ 16.7	▲ 19.5	▲ 24.7	▲ 2.3	▲ 9.8	▲ 14.9	9.7	0.2	4.3
四国	▲ 15.0	▲ 17.9	▲ 20.8	▲ 2.9	▲ 7.8	▲ 14.3	6.9	▲ 3.7	2.8
北九州	▲ 21.0	▲ 15.5	▲ 20.4	0.7	▲ 10.2	▲ 15.0	16.8	▲ 2.1	0.2
南九州	▲ 13.9	▲ 15.9	▲ 23.5	▲ 5.9	▲ 15.7	▲ 22.7	5.4	▲ 7.9	▲ 3.9

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」より作成。

注：南九州には沖縄を含む。

## 農業構造の変動

### ■ 農業構造をみる視点

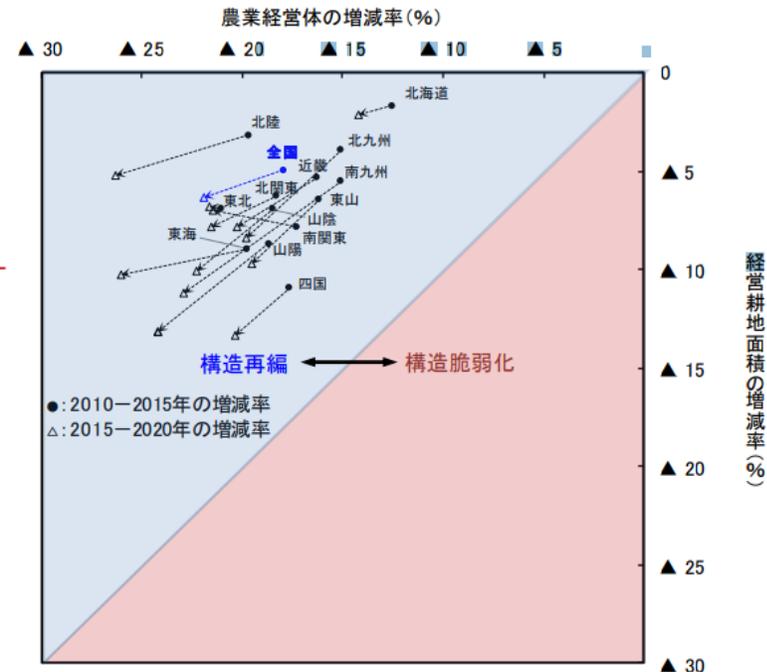
- 農業経営体の動向 : 農地の出し手
  - 減少すれば農地が供給される。
- 経営耕地面積の動向 : 農地の受け手
  - 受け手がいれば減少しない。

➡ いずれも減少… **農業は縮小局面 (右図)**

### ■ 縮小局面下での構造変動

- 減少率の大小関係
  - 農業経営体 > 経営耕地面積
    - … 農業縮小局面での構造再編 (右図)
  - 農業経営体 < 経営耕地面積
    - … 農業縮小局面での構造脆弱化

農業経営体の増減率と経営耕地面積の増減率の推移



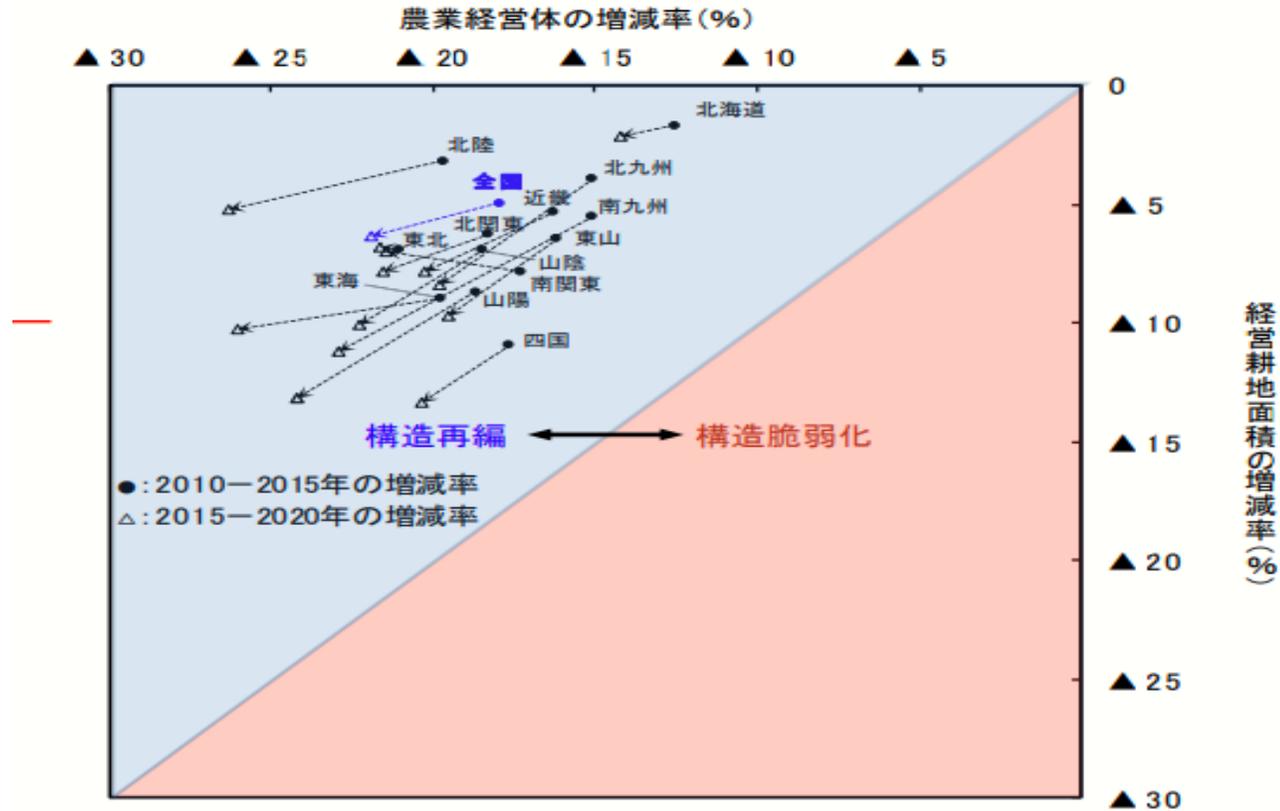
資料: 農林水産省「農林業センサス」(各年版)より作成。  
注: 南九州には沖縄を含む。

## 構成

はじめに

# 農業構造の変化と課題より(前掲)

農業経営体の増減率と経営耕地面積の増減率の推移

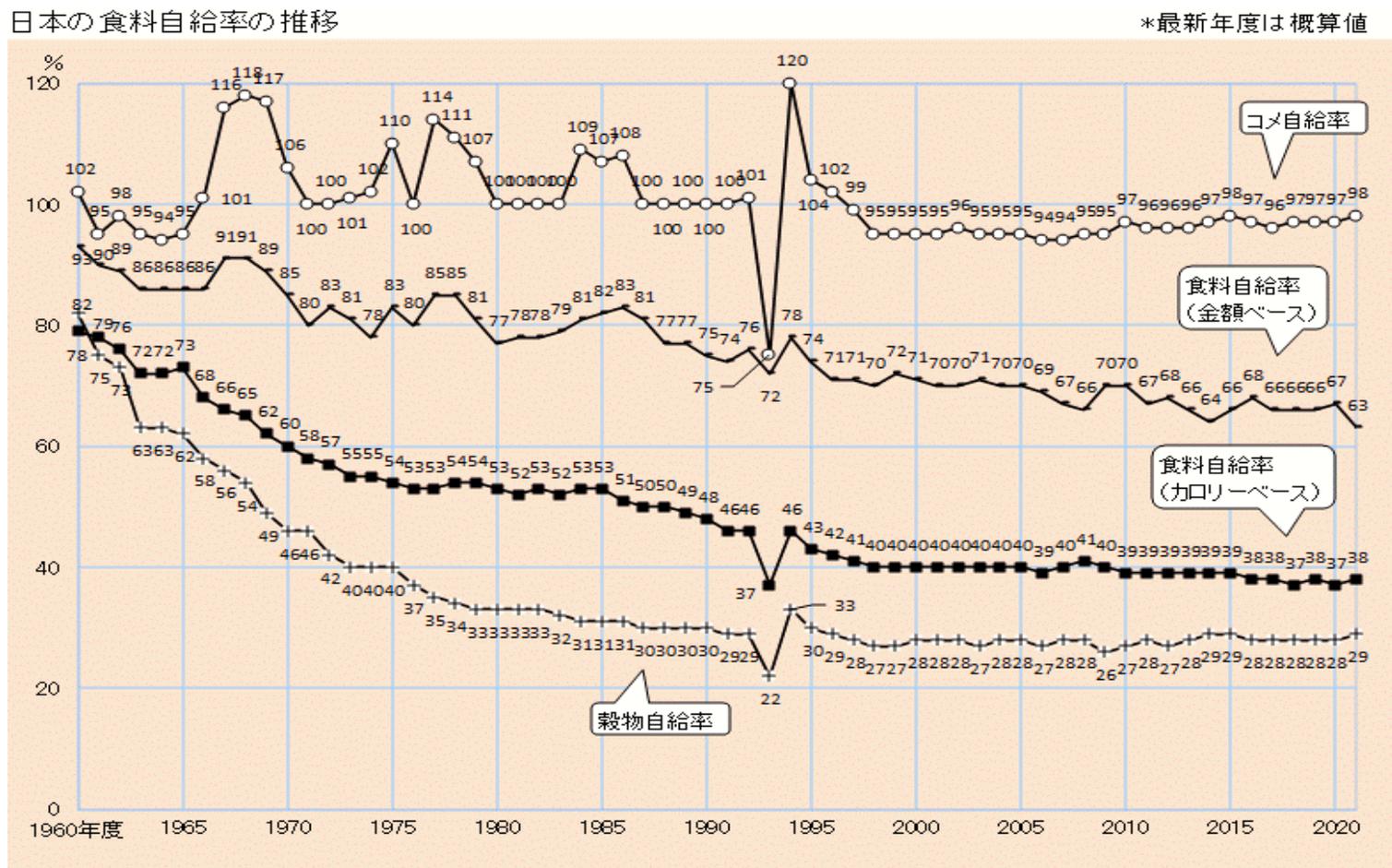


資料: 農林水産省「農林業センサス」(各年版)より作成。  
注: 南九州には沖縄を含む。

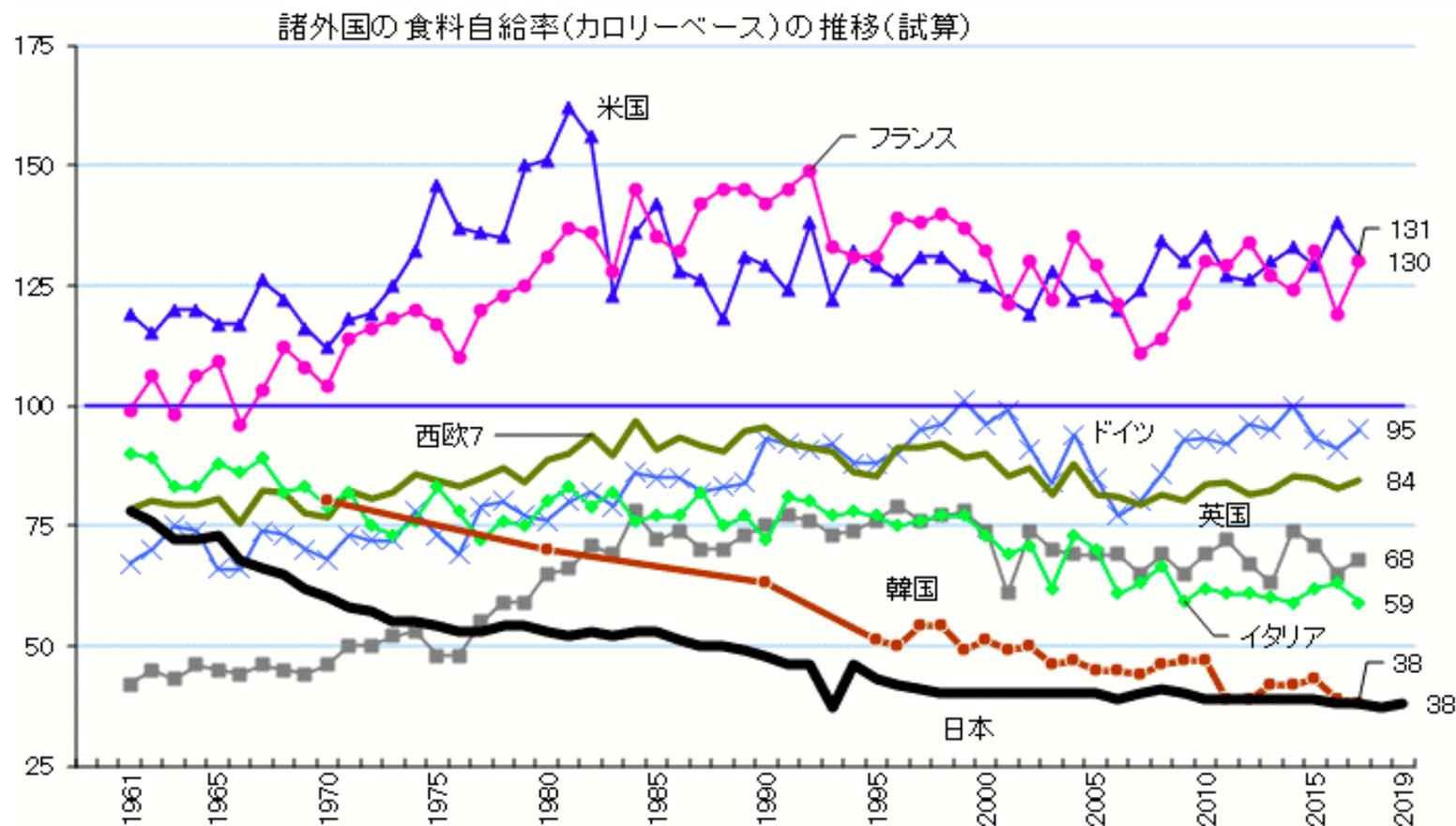
# 酪農・畜産農業者の推移

	2005年 単位千戸、平均頭数		2010年		2015年		2020年	
乳用牛	27,7	163	22,7	155,8	18,1	140	13,7	132,1
肉牛	81,6	250	66,7	249	50,9	228,0	40,0	225,8
豚	6,6	817	4,8	793	3,6	788	2,7	765,7
採卵鶏	6,7	14,353	4,9	14,951	4,1	15,148	3	17,416
ブロイラー	2,3	47,164	2,1	55,811	1,8	60,852	1,6	55,616

# 日本の食料自給率推移と主要国との比較(前掲 社会実情データ図録)



# 食料自給率 主要国との比較 (前掲 図録)

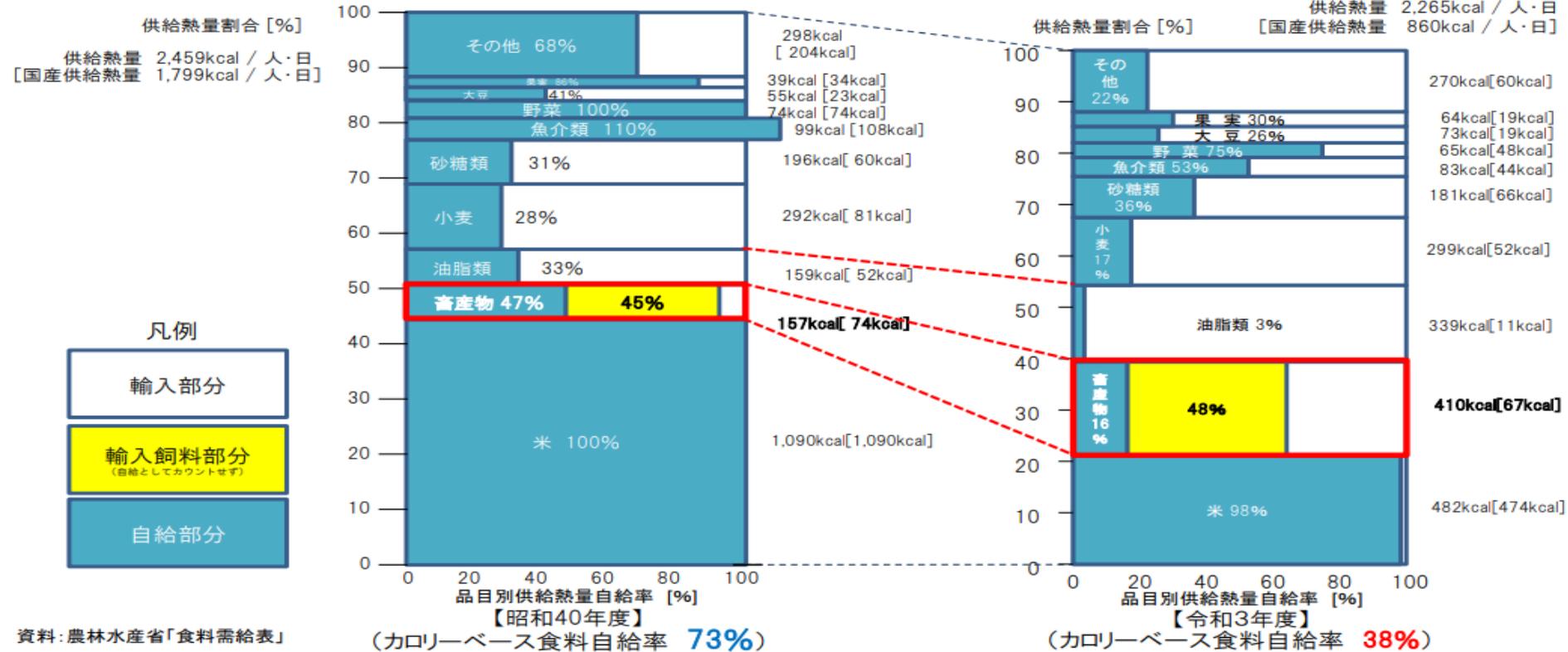


# 畜産物の自給率(農水省 畜産局)

## 畜産物の食料自給率

- ・ 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- ・ 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和3年度)

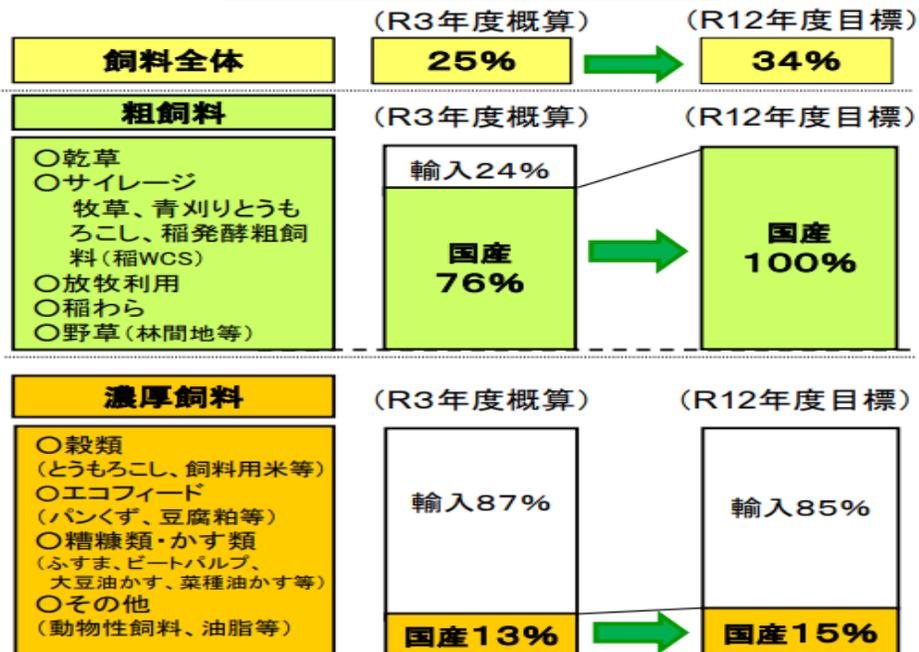


# 飼料自給率実績は伸びていない(農水省 畜産局)

## 飼料自給率の現状と目標

- 令和3年度(概算)の飼料自給率(全体)は25%。このうち、粗飼料自給率は76%、濃厚飼料自給率は13%
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては草地の生産性向上、飼料生産組織の高効率化等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードや飼料用米の利用拡大等により向上を図り、飼料全体で34%(令和12年度)を目標としている。

### 飼料自給率の現状と目標



### 近年の飼料自給率の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3(概算)
全体	26%	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	25%
粗飼料	76%	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%
濃厚飼料	12%	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%

- 令和3年度の飼料自給率[概算]は、粗飼料自給率は変わらず、濃厚飼料自給率は1ポイント増加したものの、全体としては前年同の25%となった。
- 粗飼料自給率は、飼料作物の作付面積が横ばいで推移したことに加え、夏季の少雨の天候の影響等があったものの単収も前年同であったことから、前年同の76%となった。
- 濃厚飼料自給率は、主原料であるとうもろこしの輸入量が減少し、飼料用米の利用量が増加したことから、前年度から1ポイント増の13%となった。

# 農産物重要品目の貿易交渉結果(概要) ①

	UR合意内容'95~ (①例外なき関税化、②保護の削減③関税引き下げ、④輸出補助金の削減)	TPP11(2018)+日米(2020)日米貿易協定 2020年発効はTPPの範囲内 (農水省)
米	国家貿易維持 当初関税化しない ミニマムアクセスの上乗せ (5%から8%に) '99~関税化7.2%に	国家貿易維持 WTO枠と別にSBS方式の国枠に米国 (不適用なので5万のままか?実績は3万t弱), 豪州 (0.6万tから0.84万t)
小麦 大麦	関税化・国家貿易維持 一次税率無税+マークアップ 二次税率55円/kg アクセス数量を超えた二次税率は6年間で15%引き下げ	国家貿易維持 WTO枠と別に米国 (12万t~15万t)カナダ (5.3万t) 豪州 (5万t) <u>マークアップ</u> を9年目までに45%削減

日-EUについてはソフト系チーズ、スパゲティ、マカロニ、ワイン、チョコなどTPPを超える内容、日英も同水準

農産物重要品目の貿易交渉結果(概要) ② WTOウルグアイラウンドとTPP

<p>乳製品</p>	<p>一部国家貿易(農畜産機構)アクセス数量分脱脂粉乳25%、バター35%関税、民間需要者が一定割合を低関税+二次関税 ナチュラルチーズ35%から29,8% アイスクリーム28%から21% (いずれも00年)</p>	<p>脱脂粉乳、バターについて国家貿易制度維持したうえでTPP 枠(生乳換算)7万t ホエイ(現在25%、35%+マークアップの2次関税)について21年目までに関税撤廃 チーズ、ソフト系は現行維持、熟成ハード系は16年目までに関税撤廃ブルーチーズは11年目までに関税50%削減(注EUにはソフトチーズ譲歩)</p>
<p>豚肉</p>	<p>差額関税制度を維持、基準輸入価格を削減、基準を超える価格帯に対する従価税5%を4,3%(00年) セーフガード措置</p>	<p>差額関税制度維持、分岐点価格(基準輸入価格)維持、従価税の廃止 11年目までの間セーフガード措置(基準2022、9万t~15万t Kg399円以下の低価格帯について)</p>
<p>牛肉</p>	<p>関税率を50%から38,5%(00年)に引き下げ セーフガード措置 (ガット以前に'77年~'88年3次にわたる日米牛肉・オレンジ交渉で、牛肉関税化'91年70%から'93年50%まで引き下げ)</p>	<p>16年目に税率9%とする セーフガード 発動基準2023、64,9万t~2033,73,8万t、関税が9%となる16年目以降、4年連続で発動されない場合終了(2019年輸入量年62万tなので高い発動点) (米国のセーフガード枠は牛肉のみ20万t台で別途設定)</p>

- [我が国の経済連携の取組 \(PDF\)](#)  
- [発効済みEPAについて \(PDF\)](#)  

#### 発効済み・署名済み

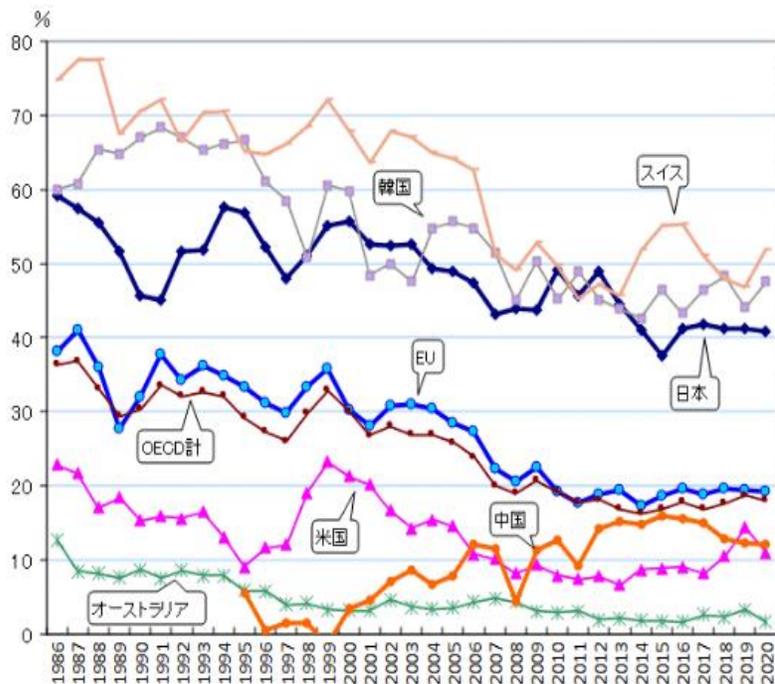
-  [日・シンガポールEPA](#) (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効)
-  [日・メキシコEPA](#) (2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効)
-  [日・マレーシアEPA](#) (2006年7月発効)
-  [日・チリEPA](#) (2007年9月発効)
-  [日・タイEPA](#) (2007年11月発効)
-  [日・インドネシアEPA](#) (2008年7月発効)
-  [日・ブルネイEPA](#) (2008年7月発効)
-  [日ASEAN・EPA](#) (2008年12月から順次発効)
-  [日・フィリピンEPA](#) (2008年12月発効)
-  [日・スイスEPA](#) (2009年9月発効)
-  [日・ベトナムEPA](#) (2009年10月発効)
-  [日・インドEPA](#) (2011年8月発効)
-  [日・ペルーEPA](#) (2012年3月発効)
-  [日豪EPA](#) (2015年1月発効)
-  [日・モンゴルEPA](#) (2016年6月発効)
- [TPP12 \(環太平洋パートナーシップ\)](#) (2016年2月署名、日本は2017年1月締結)
- [TPP11 \(包括的・先進的TPP協定\)](#) (2018年12月発効)
-  [日EU・EPA](#) (2019年2月発効)
-  [日米貿易協定](#)・[日米デジタル貿易協定](#) (2020年1月発効)
-  [日英EPA](#) (2021年1月発効)
- [地域的な包括的経済連携 \(RCEP\) 協定](#) (2022年1月発効)

#### 交渉中

-  [日・トルコEPA](#)
-  [日・コロンビアEPA](#)
- [日中韓FTA](#)
-  [日GCC・FTA](#) (注：2024年に交渉再開予定。)

# 農業保護の国際比較指標について

主要国の農業保護率(生産者支持評価額対農業粗生産額、%PSE)



(注) PSEは、農産物の関税・管理価格による内外価格差×生産量と補助金等財政支持額の計。  
 (資料) OECD, PSE (2021, 10.7)

## • PSE (OECDが指標化)の問題点

PSE = MPS (国内生産者価格 - 輸入CIF価格) + 直接支払い

① MPSは内外価格差で、これを保護の価格とみなしている

農産物輸入国が高くなる。日本のPSE総額は4~5兆円と言われている。単年度農業予算(2~3兆円)や、果物・野菜・畜産物の品質を考慮すれば心外な言われ方

② PSEに従うならば、国産プレミアムを計測すべきであるという見解がある。(国産プレミアム分13%という試算

安達英彦・鈴木宣弘2005)

## • WTOにおける比較指標AMSでは日本のみが高い数値とはなっていない。

**日・米・欧の農業保護額(AMS)** 農水省ホームページから AMS は行政価格支持と補助金の削減対象指標としてGAT/Urで設定された。日本は食管法廃止政府買い入れが無くなった。

		削減対象の国内 保護額(AMS) 億円	農業生産額に対 するAMS の割 合%	AMS基準年から の削減率 %
日本	2003年	6,418	7	84
	2012年	6,089	7	85
米国	2001年	17,516	7	25
	2012年	5,476	2	64
EU	2003年	40,428	12	54
	2012年	6,048	2	92

# 主要国の直接支払いと農業予算比較

資料 前掲スライド  
 (販売高100－経費90＋直接支払い20＝所得30 直接支払い÷所得＝66,6となる)

	農業所得に占める直接支払い(%)			農業予算/農業生産額(%)
	2006年	2012年	2013年	2012年
日本	15,6	38,2	30,2	38,2
米国	26,4	42,5	35,2	75,8
スイス	94,5	112,5	104,8	—
フランス	90,2	65,0	94,7	44,4
ドイツ	—	72,9	69,7	60,6
イギリス	95,2	81,9	90,5	63,2

# 日本フランスの農業所得に占める補助金率比較

(耕種の日本は水田、カッコ内は畑作、スライド15～17は安達英彦・鈴木宣弘筑波書房ブックレット「日本農業過保護論の虚構」2020より引用)

	平均		耕種		野菜		果物		酪農		肉牛		養豚	
	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014
日本	16	39	45 (12)	146 (61)	7	15	5	8	32	31	17	48	11	12
フランス	90	82	122	194	12	26	32	48	92	76	146	179	-	108

# 米国のコメの価格システム

日本の標準的な米の価格水準で模式的に説明 小麦、大麦、大豆、綿花で同様の制度

目標価格1,8万円	不足払い 4000円
ローンレート1,2万円	固定支払い(2014年廃止) 2000円
国際価格 = 国内価格4000円	返済免除 (マーケティングローン) または融資不足払い 8000円
	米販売収入 (輸出・国内販売) 4000円

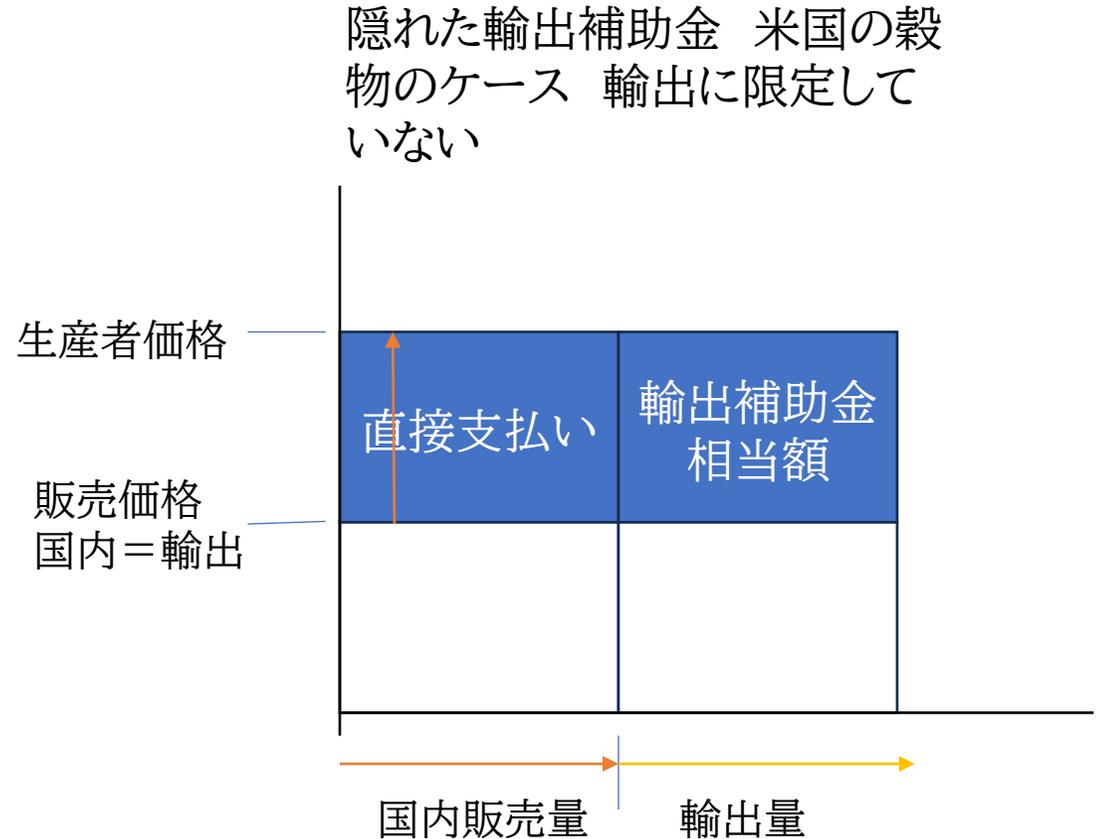
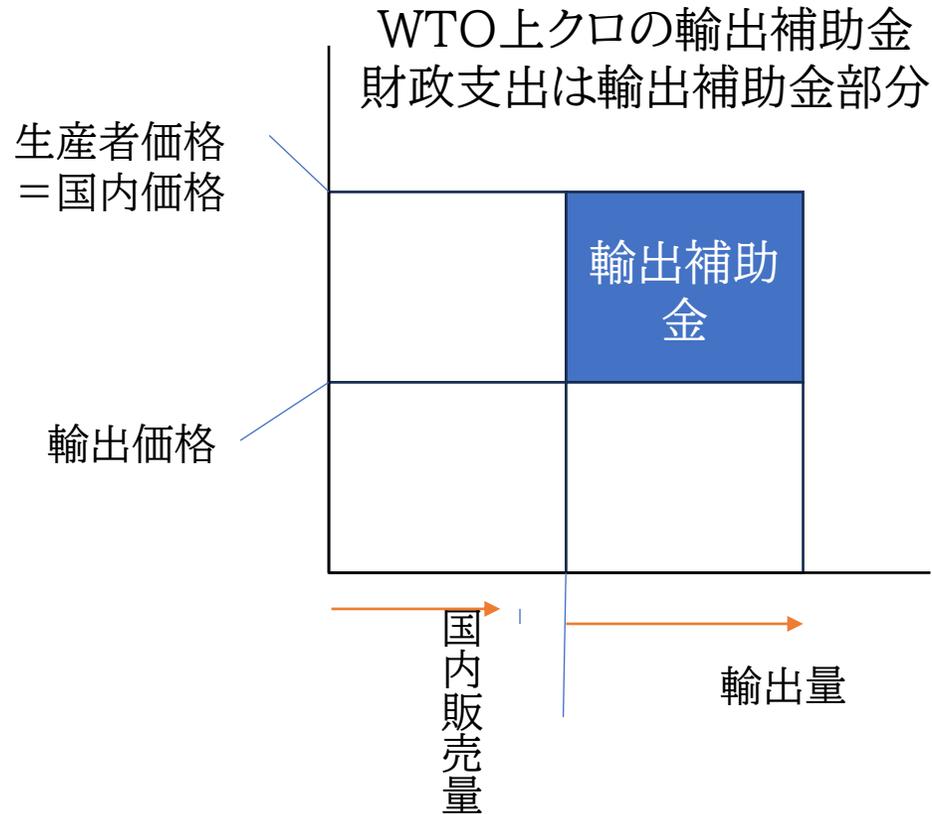
## ● マーケティングローン・融資不足払い

生産者が政府にコメ一俵(60kg) 質入れし12000円借り入れ、4000円で販売すれば、4000円のみ返済すればよい。

● 2014年までは2000円の固定支払いがあったが、これを加えたうえで、農家受け取り価格である目標価格18000円に不足する4000の不足払いが支払われる。

● 不足払いは「市場損失払い」、「復活不足払い」とも言うべきcountercyclical支払いとして継続されている。

# WTO上のクロの輸出補助金とみどり (実際はグレー) の補助金



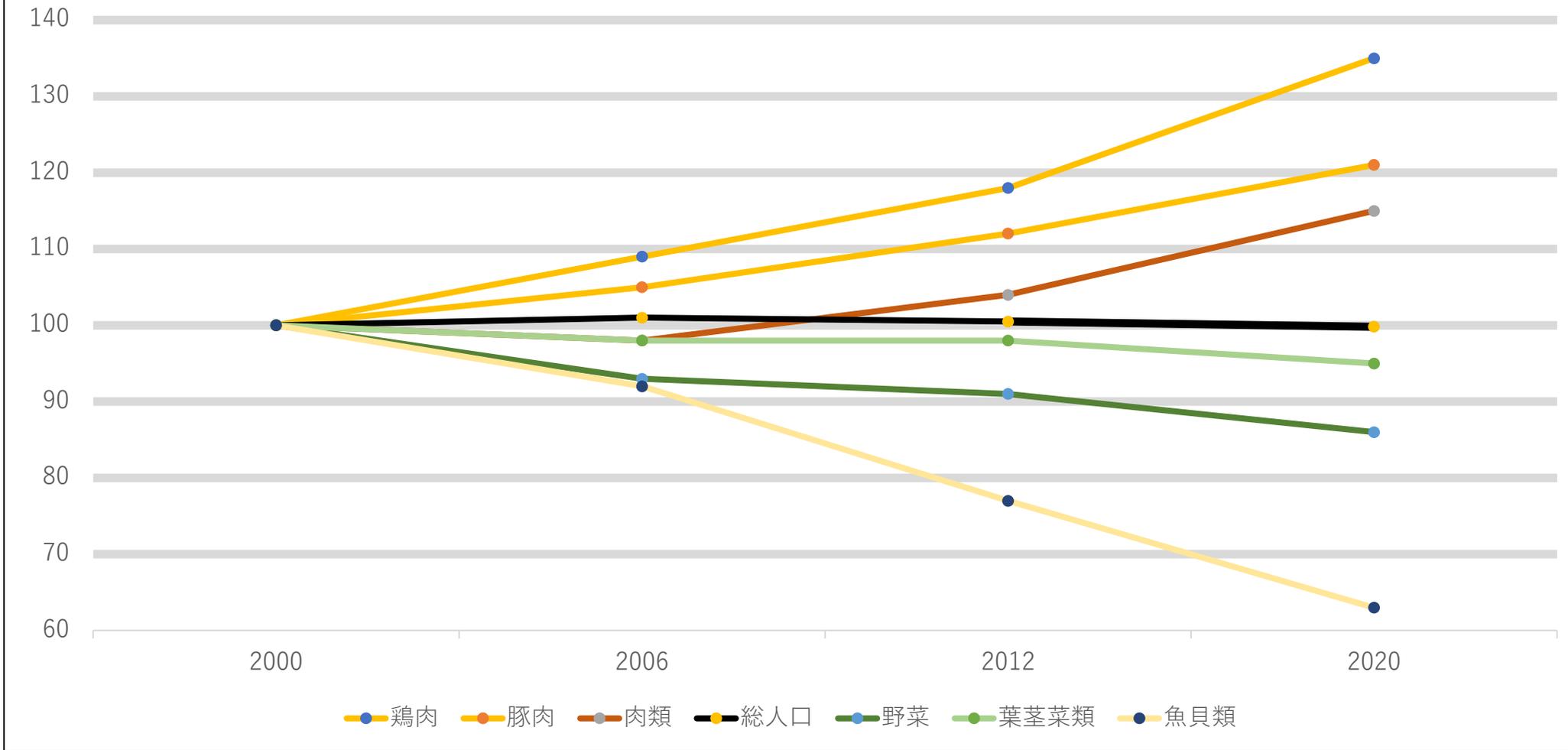
# 規制改革や官邸主導農政で農政・団体改革と農産物自由化を推し進めた

- 「日本農業過保護論」を利用し、「平成の開国の掛け声」等で農産物の自由化が推し進められてきた。特に近年GATT漂流のなかで、大掛かりなEPA/FTAが急速に進められた。(民主党・自民党政権 外務省資料参照)TPP反対運動を行った全中は社団法人に、全農へは改革介入

(大江健三郎の「我々は侮辱の中で生きている」)

- 新自由主義農政の前提は①少子化・高齢化(人口減少)で国内農産物市場は縮小の一途、②国内農業の発展のためには国際市場対応し、輸出も含めた農業を展開するというもの(国内消費向けには安い輸入農産物で対応か?)
- しかし、人口の動き以上に嗜好の変化で農畜産物消費量が決まる。輸出よりもこれへの対応が必要(谷口信和「日本農業年報68」, スライド23参照)
- 自由貿易論の検証が必要(スライド26リカード、ヘクシャー・オリーンの比較優位論は正しいのか?)

### 農畜産物等の国内消費仕向量の推移



「日本農業年報68」 p15より、牛肉は2002年から2016年まで70台に低迷し、その後85前後となっている。

# 自由貿易理論について(中野剛志「反自由貿易論」より)

- ヘクシャー・オリーン(1899~1979)の定理 主な前提について

- ①2国で2財・2種類生産要素(資本・労働)の存在
- ②生産は規模に関し収穫不変(投入nに対し生産量もn倍)
- ③完全雇用
- ④生産要素は国内で自由に無コストで移動調整 ただし国際間の移動はない
- ⑤国内市場は生産物、生産要素とも完全競争

完全雇用は実現困難、資本は国際間自由移動、生産要素も自由に移動(雇用移動)はできない。

グローバルな自由貿易を標榜するものが、制約の多い経済モデルに依拠した貿易論を振りかざすのは魔訶不思議である。(日経に代表される多くのメディア、経団連も大学の経済学/一般教養 もこの理論に従っている)

# 食の安全に関する規制等

	牛肉(エストロゲン・成長ホルモン)	乳製品 (rBST・GM技術 乳量増加ホルモン)	小麦など(グリホサート・除草剤)	レモン等(イマザリル・防かび剤)	GM食品(EU 禁止、日米容認)	ゲノム編集 (EU禁止、日米容認)
EUの取り扱い・豪州・米国内の動き	米国からの牛肉禁輸、豪州・米国では、日・EU向け使い分け、米国内ホルモンフリー牛肉消費拡大	EU規制 米国内では消費者運動の結果ウォルマート、スターバックスなど扱わず (rBSTfree)	発がん性が疑われるが小麦に直接散布 日本の輸入小麦使用食パンからは検出されている。	米国では使用	EUは取り扱わない	EUは取り扱わない
日本の扱い	輸入はわずかなモニタリング検査あるがフリー	規制なし	除草剤としてのみ使用 米国要望で残留限界値緩和、輸入規制ない。 国産有機小麦パン未検出	輸入レモン食品 添加物容認・表示義務日米交渉で撤廃	分別管理し5%以下の混入であれば「組み換え混入防止」などと表示 扱っている場合「遺伝子組み換え不分別」と表示	表示義務なし

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
輸入額合計	93,732	96,688	95,198	88,965	101,796	134,180
うち農産物計	64,259	66,220	65,946	62,129	70,402	92,402
うち豚肉	4,910	4,868	5,051	4,751	4,882	5,536
牛肉	3,505	3,847	3,851	3,574	4,079	4,925
うち林産物計	11,722	12,558	11,848	12,188	15,280	21,068
うち製材	2,510	2,584	2,294	1,845	2,831	3,905
木材チップ	2,363	2,520	2,600	1,877	2,171	3,005
うち水産物計	17,751	17,910	17,404	14,649	16,114	20,711
うちさけ・ます（生鮮・冷蔵・冷凍）	2,235	2,257	2,218	2,008	2,206	2,783
かつお・まぐろ類（生鮮・冷凍・冷蔵）	2,053	2,001	1,909	1,598	1,862	2,317
輸出額合計	8,071	9,068	9,121	9,256	11,626	13,372
うち農産物計	4,966	5,661	5,878	6,552	8,041	8,862
うちソース混合調味料	296	325	337	365	435	484
清涼飲料水	245	282	304	342	406	482
うち林産物計	355	376	370	429	570	638
うち丸太	137	148	147	163	211	206
うち水産物計	2,749	3,031	2,873	2,276	3,015	3,873
うちホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾・くん）	463	477	447	314	639	911
真珠（天然・養殖）	323	346	329	76	171	238

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成

注：令和4年の数値は、確々報

# 過去2回の基本法の内容と評価(赤線部分が評価)

日本農業年報68号(2023, 3月)所収谷口信和「新たな農業の基本法体系はどうあるべきか」より引用

制定年	農業基本法('61)	食料・農業・農村基本法('99)
目標	①生産性の向上=農業の発展 ②生活水準の向上・農業従事者の地位向上	①食料自給率向上②4つの基本理念(食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興)5年ごと基本計画
国際貿易環境	GATT加盟('63) IMF8条国移行('64) 貿易黒字 ('64~2010)	WTO・UR以降、(日豪,TPP,日EU,日米,日英の各種協定) 2011貿易赤字国
世界食糧危機等	'72~'73ソ連・東欧穀物不作、世界穀物在庫率15,4%、第1次石油危機'78第2次石油危機	2001 BSE, 2008中国の在庫確保と米国等バイオエタノール化による穀物危機
基本法のレームダック	'67構造政策の基本方針(農地貸借化へ) '70総合農政の推進(基本法実質棚上げ)	BSE発生、輸入農産物異物混入等で「安定供給から安全志向高まる2009民主党政権個別所得補償
実績	①自給率79%('60) 60% ('70) 49% ('89) 政府米在庫720万t ②農家世帯所得>勤労者所得	①自給率40%(2000)38%(2021)コメ過剰と低自給率②基幹的従事者の高齢化
残された課題	コメ以外の自給率向上 専業農家の勤労者並み所得確保	①畜産物と飼料穀物自給率の向上②担い手確保,地域農業の維持・発展

# 新農業基本法の見直しについて①

## 03

## JAグループの政策提案のポイント

JA全中は、食料・農業・農村基本法の見直し等に向けた組織討議を2回実施し、生産現場の意見をふまえた政策提案を決定！（令和5年5月）

### 1 食料安全保障の強化、国産へ切替

- ①「平時」を含む「食料安全保障の強化」を位置づけ
- ②食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みや政府全体で対応しうる体制整備
- ③国内生産の増大を中心に取り組むことを強調するとともに、国産への切替・安定供給に向けた措置を講じる旨明記
- ④主食である米は、現行備蓄水準を堅持するとともに、他の穀物の食料備蓄を強化

### 2 再生産に配慮した適正な価格形成の実現

- ①「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること
- ②食料安全保障上の事業者の責務を明記
- ③再生産に配慮した適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化

### 3 多様な経営体の位置づけ 農地の適正利用

- ①「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置づけ
- ②地域と調和した農地の適正利用を強化

### 4 経営安定対策の強化

- ①農産物の価格変動の影響緩和対策に加え、資材高騰など生産コストの変動に対しても経営の影響緩和をはかる対策を講じる旨明記

### 5 JAなど関係団体の役割強化

- ①JAなど農業団体が食料・農業・農村振興に果たしている役割を基本法に明記するとともに、地方公共団体との連携強化等に必要な施策を措置

# ④基本法検証部会 中間取りまとめ①

(令和5年5月29日)

- 1) 令和4年10月の第1回基本法検証部会以降、計16回の協議を経て、中間取りまとめを決定。  
**「多様な経営体」の位置付けを含め、ほぼ全ての項目でJAグループの意見が反映。**
- 2) 中間取りまとめを基にR5年7～8月にかけてパブリックコメントの募集、地方意見交換会の開催を予定。9月中旬にも取りまとめが行われる見込み。

## 食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 (第16回) 提出資料①

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 中間取りまとめ (概要) ①

**現行基本法制定後の約20年における情勢の変化**

- 国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化
  - ・世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
  - ・異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- 食料・農業をめぐる国際的な議論の進展
  - ・食料安全保障に関する国際的な議論：「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
  - ・SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- 国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下
  - ・我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
  - ・1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
  - ・輸入国としての影響力の低下：
    - ・輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
  - ・経済的理由による食品アクセスの問題(所得階層の増加)
  - ・価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが困難する意図)
- 我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小
  - ・我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
  - ・食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバースト不足、スーパー等の閉店による買い物困難者の増加)
  - ・国内の食市場の縮小
  - ・国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))
- 農業者の減少と生産性を高める技術革新
  - ・基幹的農業従事者：
    - ・240万人(2000年)→123万人(2022年)
    - ・60歳未満者が約2割(約25万人)(2022年)
  - ・農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
  - ・スマート農業・農業DXによる生産性向上
- 農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退
  - ・都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
  - ・集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- 平時における食料安全保障
  - ・気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
  - ・質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- 国内市場の一層の縮小
  - ・縮小する国内市場向け投資の減少
- 持続性に関する国際ルール強化
  - ・環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- 農業従事者の急速な減少
  - ・少数の経営体で食料生産を行う必要
  - ・雇用労働力は全産業で取り合い
- 農村人口の減少による集落機能の一層の低下
  - ・自然減による農村人口の急減
  - ・集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

**1 基本理念**

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立  
 国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

① 食料の安定供給のための総合的な取組  
 国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

② 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善  
 買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③ 海外市場も視野に入れた産業への転換  
 農業・食品産業の食料供給確保の確保強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④ 適正な価格形成に向けた仕組みの構築  
 消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換  
 食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保  
 離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

(4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保  
 都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

POINT

✓ 基本理念に平時から食料安全保障の達成を図る旨記載。

POINT

✓ 基本理念に適正な価格形成については、生産・加工・流通事業者、小売事業者、消費者などからなる持続可能な食料システムを構築する旨記載

# ④基本法検証部会 中間取りまとめ②

(令和5年5月29日)

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 (第16回) 提出資料②

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 中間取りまとめ (概要) ②				
<p><b>2 食料に関する基本的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築</li> <li>▶ <b>食品アクセス</b> 幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等</li> <li>▶ <b>適正な価格形成</b> 適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等</li> <li>▶ <b>食品産業の持続的な発展</b> ・原料調達の多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、 ・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等</li> <li>▶ <b>バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓</b> バイオフィジックやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等</li> <li>▶ <b>食料消費施策・食品安全</b> リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等</li> <li>▶ <b>輸出施策</b> 輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等</li> <li>▶ <b>輸入施策</b> 安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等</li> <li>▶ <b>備蓄施策</b> 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄</li> <li>▶ <b>世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進</b></li> </ul>	<p><b>POINT</b></p> <p>✓ 適正な価格形成に向け、食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成が記載</p>	<p><b>3 農業に関する基本的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け： 〔 離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給 〕</li> <li>▶ <b>個人経営の経営発展の支援</b> 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等</li> <li>▶ <b>農業法人の経営基盤の強化等</b> 法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等</li> <li>▶ <b>多様な農業人材の位置付け</b> 地域の話し合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う</li> <li>▶ <b>農地の確保及び適正・有効利用</b> 農地の集積・集約化 等</li> <li>▶ <b>需要に応じた生産</b> 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等</li> <li>▶ <b>農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化</b> 施設集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等</li> <li>▶ <b>人材の育成・確保</b> 雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等</li> <li>▶ <b>スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上</b> スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等</li> <li>▶ <b>農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進</b></li> <li>▶ <b>知的財産の保護・活用の推進</b> GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者・管理権限の確保及び取組推進 等</li> <li>▶ <b>経営安定対策の充実</b> 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等</li> <li>▶ <b>災害や気候変動への対応強化</b> 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等</li> <li>▶ <b>生産資材の国産化の推進等</b> 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等</li> <li>▶ <b>動植物防疫対策の強化</b> 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等</li> </ul>	<p><b>POINT</b></p> <p>✓ 多様な農業人材について農業分野に農業者として位置付け</p>	
<p><b>4 農村に関する基本的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持</li> <li>▶ <b>末端の農業インフラの保全管理</b> 共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等</li> <li>▶ <b>農村におけるビジネスの創出</b> 農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等</li> <li>▶ <b>都市と農村の交流、農的関係人口の増加</b> 二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等</li> <li>▶ <b>多様な人材の活用による農村の機能の確保</b> ・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、 ・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、 ・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等</li> <li>▶ <b>中山間地域における農業の継続</b> ・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、 ・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等</li> <li>▶ <b>鳥獣被害の防止</b> 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等</li> </ul>	<p><b>POINT</b></p> <p>✓ 経営安定対策の充実や、生産資材の国産化について記載 (肥料価格急騰時の影響緩和対策含む)</p>	<p><b>5 環境に関する基本的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する</li> <li>● みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める</li> <li>▶ <b>持続可能な農業の主流化</b> ・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする ・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等</li> <li>▶ <b>食料供給以外での持続可能性</b> 農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再生エネによる発電・熱利用の推進 等</li> <li>▶ <b>持続可能な食品産業</b> 環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等</li> <li>▶ <b>消費者の環境や持続可能性への理解醸成</b> 生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等</li> </ul>	<p><b>6 基本計画・食料自給率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。</li> <li>▶ 現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。</li> <li>▶ 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。</li> </ul>	<p><b>7 不測時の食料安全保障</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 不測時に関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。</li> <li>▶ 不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関する財政的な措置等の必要性について検討する。</li> </ul>

# 新基本法をめぐる論点

	食料安全保障と自給率	適正価格形成・経営安定対策	農業担い手・人材	農村政策・みどり戦略など
谷口信和・安藤光義・蔦谷栄一(日本農業年報68号の執筆者)	国民の嗜好変化に併せた自給率の向上・国産飼料穀物増産(輸出志向でない)		国民参加の多様な担い手	耕畜連携を軸とした循環型地域農業 直接支払いなど支援措置が必要(消費者負担農政)
日本農業法人協会経団連(農業成長産業化提言)	輸出分も含めた生産拡大、輸入も含めた食料の安定確保	農産物価格の生産コストの反映、資材価格・飼料価格の変動緩和対策(法人協会)	農地集積・大規模経営・法人担い手重視、外国人労働者の確保	環境負荷軽減に向け農機の電化、ヒートポンプ、植物由来の抗生物質、バイオマス、耕畜連携
全国町村会	緊急時・平時含め食料安全保障、国民の国内農業の関心・コンセンサスの形成		田園回帰・関係人口増促進、家族農業、半農・マルチワーカー多様な担い手確保	農村政策重視、多様な環境支払い制度確立、自治体の裁量による「農村価値創生交付金」創設

# パイオニアに見る日本農業の方向性

1. 農的地域づくり(菅野芳秀、山形長井市のレインボープランと置賜自給圏構想)
2. 大規模有機コメ作り(館野かえる農場)
3. 超大規模米作り(茨城県竜ヶ崎市 横田農産)
4. 生活クラブ生協の取り組み(FEC自給圏の実践)